

平成30年度 第8回頸城区地域協議会次第

日時：平成30年10月18日（木）

午後6時30分から

場所：頸城コミュニティプラザ

2階 203会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議 事 項

○自主的審議事項について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1 資料2

・自主的審議事項検討部会での検討経過並びに検討結果について

・地域を元氣にするために必要な提案事業 事業提案書・事業概要書について

4 報 告 事 項

・東北電力(株)送電線新設工事に係る今後の予定について・・・・・・ 資料3

5 そ の 他

6 閉 会

【第2回検討部会終了後現在】自主的審議事項「大池・小池の観光資源としての利活用について」の具体的解決方策検討表

大分類	解決策案 (だからこんなことができないか) (自分たちに何かできないか)	元気事業の内容 (こんなことをしたい)	地域が主体的に取り組む事業	地元受け皿	(平成30年9月19日) 第1回検討部会での意見交換内容(概要)	(平成30年10月2日) 第2回検討部会での関係課との意見交換内容(概要)	所管課		
① ビジャーセンターの觀光施設としての利用促進	大池・小池を地域の宝として活用すべく、觀光という觀点を取り入れた施設の管理となるよう運営を見直していく必要がある。また、風呂の改修や冬期休館の廃止も含め、年間を通じてだれが訪れてても対応できる宿泊施設とすべきである。	・観光施設としての利用促進	里山学校（NPO） 観光協会（NPO）		【元気事業の内容】 ・村當時ビジャーセンターは觀光の拠点施設として活用してきた。 ・その後、自然環境学習施設として活用するようになり、觀光の拠点施設としての活用がなされなくなった。 ・觀光施設として活用できるよう、必要であれば条例の改正もしていただきたい。	【地域協議会検討部会の意見】左記のほか ・ビジャーセンターを觀光の施設（觀光客を宿泊）として兼ねるのであれば、条例改正が必要ではないか。 ・ビオトープの維持管理も含めた指定管理者制度が導入されたところから觀光施設として利用されなくなつた。宿泊者が少ない。 ・国では農泊という制度があり、このビジャーセンターを利用してもよいのではと言っている。新潟県内では15件の利用があると聞いた。年1,200万円の補助金もつくとのこと。この制度の利用はいかがか。 ・以前、その指定管理者に觀光協会に入つてほしいと話したが、自分たちの団体の設立目的は觀光とは違うので入らないとの話があった。これではこの団体が市の示す仕様書や市が設置する条例に従いビジャーセンターを運営しているので、觀光として利用できないのではないか。 ・過大解釈で利用してもよいのではなく、条例改正が必要のではないか。目線が違うのではないか。 ・それでは、条例の改正まで行うのではなく、仕様書の内容変更が必要ではないか。	【農村振興課】 ・条例や施行規則において、禁止事項に該当しない利用であれば觀光施設として利用できるものと考える。例えば大池を散策された方も自由に宿泊できる。觀光で訪れた方が宿泊できないなどの話があった場合は当課が指定管理者に話をすることとしたい。 ・この施設は国の補助金を活用し設置したものであるため年数の縛りがある。申請した時の目的から考えると条例改正は難しい。	農村振興課 農林水産整備課（実践センターの管理運営を所管している課であるため）	
② 大池第3キャンプ場の駐車場の拡張	利用者、交流人口の増加による地域活性化という觀点からも、キャンプ場がより使いやすい施設となるよう周囲の自然環境に配慮した駐車場の拡張が必要である。あわせて、キャンプ場をはじめ大池・小池周辺の觀光資源の利活用について市のホームページ等、インターネットを使ったPRに力を入れていく必要がある。	・駐車場拡張	・今後の駐車場周辺の草刈り等、維持管理を行う。	観光協会（NPO）	【元気事業の内容】 ・以前直接市長に現場を見ていただき駐車場拡張の意見を伝えたところ、わかつていただいた。 ・具体的な台数は明記せず、第2回検討部会で所管課と意見交換し詰めていきたい。（倍の台数分は必要。） ・この場所は火焰土器など遺跡が多く、駐車場の整備の際は樹木の伐採はするが抜根はせず、砂利舗装する。 ・土地は頸城土地改良区の所有である。（賃貸借となる。） ・行楽シーズンには、第三キャンプ場内にテントが20～30張りもあり、向かいの駐車場は満杯で市道に路上駐車している状態である。 【地元受け皿】 ・主に観光協会		【地域協議会検討部会の意見】左記のほか ・現在キャンプ場はごみの問題がある。管理事務所を設置して、草刈も含め維持管理ができると考えている。管理事務所は簡易的なものでよいと考える。 ・釣りの解禁は土地改良区を含め取組を進めたい。 ・大湯でのやり方（テント一張り1,000円）でどうかと考えている。 ・キャンプ場の有料化は条例か要領、要綱ができるか。 ・地域では維持管理費をまとめて市からもらって運営をしたいと考える。今はいろいろな課から委託費等が出されているが、これをまとめる形で骨格の体制を作り一本化して地域にお願いするようなこといかがか。 ・平成26年のダウントーンシングでは3,200万円を使って危険個所の処理を行ったと思うが、それは終わらしたことである。地域の人たちは大池・小池の現状はひどいと言っている。 ・地元明治振興会にたとえばチーナーの使用料を支払い維持管理をお願いすることで半分はボランティアで行えれば今より何倍かの仕事ができるものと思う。	【観光振興課】 ○市で考える観光振興とは ・パブルが崩壊し市町村合併があり、村当時の計画は現実的でないことから、現実的な考え方で施設の在り方方向性を議論し、3,200万円をかけ残すもの処分するものを決めダウントーンシングした。私としては先を見通して行った大変良い考え方であったと思う。	観光振興課
③ 小池周辺の桜の整備	市内でも有数な八重桜の名所として小池の魅力をアピールできるよう、適切な桜の維持管理を行っていくなければならないが、必要である。	・小池周辺の桜の整備のほか、周辺全体の維持管理	・地元（観光協会や町内会など）が維持管理委託を受ける。	観光協会（NPO）	【元気事業の内容】 ・小池周辺の桜の整備のほか、周辺全体の維持管理 【地元受け皿】 ・主に観光協会		○元気事業の内容について ・キャンプ場の有料化と管理事務所の設置・運営はどう考えるか。 ・現在キャンプ場の使用は無料であるが、有料化してこれを会の運営費用とするのか。また、市から委託を受けてやるのか。また地元で行うのか。 ・大島区のあるさひば、浦川原区のゆあみ・・・清里区の京ヶ岳山莊は有料を無料とした。 ・大池キャンプ場を有料化することで今後の利用客数はどう変化していくのか。 ・新潟県は冬は雪が多くこれがネックであり、宿泊客の利用がなく悩んでいた。 ・キャンプ場の有料化は、無料の時と同じ人数が果たして入るかどうかを考える必要がある。もし、地域が主体となつて取り組むのであれば条例設置は必要ない。	観光振興課	
④ 大池・小池の釣り、並びにキャンプ場利用の有料化と管理事務所の設置	大池・小池での釣りの解禁やキャンプ場の在り方の検討も必要である。管理事務所を設置し、施設管理の一元化を進め、自然環境の維持に努めていくべきである。	・管理事務所（キャンプ場に受付窓口等）の設置	・キャンプ場の受付窓口を行うとともに、キャンプ場やトイレの維持管理を行う。	観光協会（NPO）	【元気事業の内容】 ・管理事務所（キャンプ場に受付窓口等）の設置 【地元受け皿】 ・主に観光協会		・簡単に収支が出るものでないのに、地域活動支援事業を活用した誘客イベントを実施するなど将来に向けて検討していただき、今結論を出すのはリスクがあると思う。 ・限られた財源の中、このような意見交換を行い、地域の思いを聞くことができ大変うれしく思っている。現在の財源で地域にお願いすることができるならより細やかな維持管理ができるものと考える。	観光振興課	
⑤ 大正山の整備	かつて旧時代に觀光レクリエーションゾーンと位置づけてきた東部地区開発や大池といい森整備事業の趣意に則り、大池・小池、頸城平原はもとより日本海まで眺望できるよう大正山を整備していくとともに、あわせて散策道もトータル的に手入れを行い景観も安全面も担保できる計画的な整備が必要である。	・展望広場の整備 ・進入路、散策道の整備（砂利、草刈りなど） ・通路転落防止柵の設置 ・駐車場の整備（砂利など） ・眺望等（立木）の整備	・施設設置後の施設の維持管理（新規） ・草刈などの維持管理（施設がある期間）	観光協会（NPO） ・大蒲生田 ・玄曾 ・日根津	【元気事業の内容】 ・憩の場として復元し、大池・小池の活性化を図りたい。 ・展望広場は眼下に大池・小池を望めるように整備する。 ・進入路、散策道の整備を行う。（砂利敷き、草刈りなど） ・通路転落防止のため柵を設置する。 ・市道から車で大正山山頂近くまで行くことができるよう数台の駐車場を整備する。（砂利敷き） 【地元受け皿】 ・主に観光協会 ・明治地区振興会（明治地区15町内会で組織）も実施部隊となる。 ・事業実施の声かけは明治地区に限らず地域全体がよい。			観光振興課	
⑥ 雁金城跡周辺の整備	頸城区の財産である雁金城跡により多くの方から安全に訪れていただくとともに、市内外への情報発信、並びに大池・小池の整備と一緒にした施設整備を行っていくかなければならない。	・危険箇所の整備	・保存会が行える範囲の整備	観光協会（NPO） 雁金城跡保存会	【元気事業の内容】 ・これまで地域活動支援事業を活用し、保存会が行える範囲で整備を進めてきた。 ・今回は保存会の方では実施することが困難な危険な場所を市で整備してほしい。 ・維持管理は今後も保存会で行っていく。 【地元受け皿】 ・主に観光協会	【地域協議会検討部会の意見】左記のとおり	【頸城区総合事務所】 ・雁金城跡は文化財の指定がないため、担当課がない状態である。 ・事業実施について検討窓口は現在のところ総合事務所と考えている。	なし	

(案)

資料No.2

地域を元気にするために必要な提案事業 事業提案書

当地域協議会では、平成28年2月に頸城区総合事務所と共に開催をして、区内5か所で「地区別意見交換会」を開催してきました。この意見交換会は、各地域の抱える課題について相互理解を深め、課題を解決するために住民の皆さんと行政等が各自の立場でどう取り組むか、どう連携していくべきか等について、住民の皆さんと語り合い「地域課題への気付きの場」としてきました。

意見交換会には、110名からの住民の皆さんの参加があり、70項目からの広範囲にわたる地域課題が意見として寄せられました。

これらの地域からの意見を受け、地域協議会では、当協議会内に設けてある「地域振興部会」「産業部会」「教育福祉部会」の3部会で協議を進め、自主的審議事項のテーマ設定に向けた絞り込みを進めてまいりました。

協議の結果、「地区別意見交換会」のいずれの会場でも出ていたご意見の、「大池・小池周辺を総称する“大池いこいの森”が、にいがた景勝100選や新潟県森林浴の森100選にも選ばれた歴史的にもすばらしい景勝地であるにも関わらず、観光資源としての利活用が不十分ではないか」という指摘に応えるため、平成29年11月「大池・小池の観光資源としての利活用について」を自主的審議事項のテーマとして取り上げることに決定しました。

また、この自主的審議を進めるなかで住民との意見交換会や現地調査・市の担当者からの情報収集なども踏まえ、この度、「大池・小池の観光資源としての利活用について」を具現化する事業概要を取りまとめたところです。

つきましては、当該事業を「地域を元気にするために必要な提案事業」として提案いたしますので、ご支援、ご指導をお願いいたします。

◎事業概要 別紙のとおり

◎市への具体的なお願い事項

- ・各事業実施にあたって、市担当課の主体的な取組みと支援
- ・「大池・小池の観光資源としての利活用について」の事業のために必要な運営費及び事業費の補助

平成30年 月 日

頸城区地域協議会

会長 井部 辰男

上越市長 村山 秀幸 様

事業概要書

事業名	大池・小池の観光資源としての利活用事業
事業の目的	<p>頸城区には風光明媚な大池・小池という歴史的にもすばらしい自然観光資源がある。しかし、十分な利活用がなされていない。頸城区の観光振興を通した活性化等を図る観点から、大池・小池の施設の周辺整備を進める。</p>
事業概要	<p>1 ビジターセンターの観光施設としての利用促進 大池・小池を地域の宝として活用すべく、ビジターセンターの観光施設としての利用促進を行う。</p> <p>2 大池第3キャンプ場の駐車場の拡張 大池第3キャンプ場をより使いやすい施設とするため、周囲の自然環境に配慮した駐車場の拡張を行う。</p> <p>3 小池周辺の桜の整備 市内でも有数な八重桜の名所として、八重桜まつりの開催も視野に、小池周辺の桜の整備のほか周辺全体の維持管理を行う。</p> <p>4 大池・小池の釣り、並びにキャンプ場利用の有料化と管理事務所の設置 大池・小池の利活用として釣りの再開、並びにキャンプ場の有効利用としての有料化を進めるとともに維持管理のための管理事務所を設置する。</p> <p>5 大正山の整備 展望広場の整備、進入路・散策道の整備、通路転落防止柵の設置、駐車場の整備、眺望等（立木）の整備を行う。</p> <p>6 雁金城跡周辺の整備 雁金城跡来訪者の安全確保のため、危険個所の整備を行う。</p>

平成30年10月18日

送電線新設工事に係る今後の予定について

① 地積測量

昨年から、土地の境界、補償面積等を確定する地積測量を東上越変電所側の山林地から実施しており、平成30年10月末完了を目指しております。

② 事業用地取得

10月中旬から鉄塔用地の買収および線下用地の補償交渉に着手し、平成31年9月末を目途に用地取得を進めます。

③ 工事用地補償

11月下旬から土地所有者および耕作者等と協議のうえ、工事用地の一時使用について用地交渉を進めます。

<工事用道路等の基本的な考え方>

- ・工事用道路については、用水路側の農道に鉄板を敷いて使用します。
*農耕車両等も通行できます。
- ・農道の使用については、事前に現状を確認し工事終了後、破損した場合は修繕してお返します。
- ・田地の使用については、鉄板を敷いて工事車両等が通行します。
*耕作土(表土)については、将来的な営農を考慮し、表土を剥いで仮置きし工事終了後、元に戻します。

平成30年

平成31年

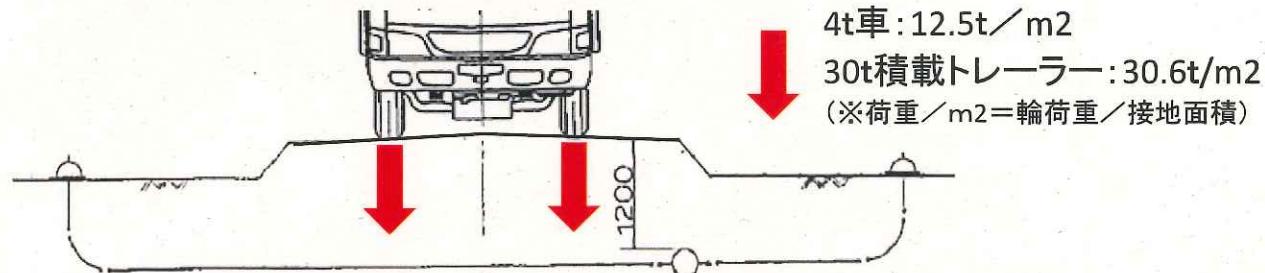
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
①地積測量																
②事業用地取得																
③工事用地補償																

東北電力株式会社

送配電カンパニー 新潟支社 用地センター

農道への鉄板養生乗入れイメージ図

①通常乗入れ⇒車両荷重がタイヤ直下へそのまま影響



②鉄板養生して乗入れ⇒鉄板面積で荷重分散

